

令和2年度 第1回介護保険運営協議会 次第

日 時 : 令和2年6月26日(金)

13:30~15:30

場 所 : 市立教育センター4階大研修室

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 協議事項

(1) 令和元年度の介護保険事業について(報告)【資料1】

(2) 令和2年度の介護保険事業について【資料2】

(3) 「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の策定について【資料3】

4 閉 会

**令和2年度 第1回  
三木市介護保険運営協議会**

**令和2年6月26日(金)**

**三木市健康福祉部介護保険課**

## 令和元年度の介護保険事業について

## 1 介護保険課業務内容

## (1) 保険給付係

- ① 被保険者の資格管理に関する事。
- ② 第1号被保険者保険料の賦課徴収に関する事。
- ③ 保険給付の制限に関する事。
- ④ 施設利用に係る食費・居住費に係る負担限度額の認定に関する事。
- ⑤ 高額介護サービス費等の支給に関する事。
- ⑥ 介護保険運営協議会の開催に関する事。

## (2) 認定審査係

- ① 要介護認定に関する事。
- ② 福祉用具購入費の支給に関する事。
- ③ 住宅改修費の支給に関する事。
- ④ 要介護認定の苦情処理受付に関する事。
- ⑤ 住宅改造助成事業（特別型）に関する事。
- ⑥ 地域密着型サービスの指定・指導監査に関する事。
- ⑦ 居宅介護支援事業所の指定・指導監査に関する事。
- ⑧ 介護保険事業者に対する県との合同監査に関する事。
- ⑨ 地域密着型サービス運営委員会に関する事。
- ⑩ 市立デイサービスセンターに関する事。
- ⑪ 介護給付費等の適正化に関する事。
- ⑫ 介護従事者の処遇改善への支援に関する事。

## (3) 介護予防係

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- ② 一般介護予防事業に関する事。
- ③ 在宅福祉サービスに関する事。
- ④ 住宅改造助成事業（一般型）に関する事。
- ⑤ 生活支援体制整備事業に関する事。
- ⑥ 成年後見支援センターに関する事。
- ⑦ 高齢者ファミリーサポートセンターに関する事。
- ⑧ 地域包括支援センター運営協議会に関する事。
- ⑨ 市立デイサービスセンターに関する事。

## (4) 地域包括支援センター

- ① 地域包括支援センターの運営に関する事。
- ② 認知症施策の推進に関する事。
- ③ 在宅医療・介護連携支援センターに関する事。

## 2 第1号被保険者数の推移〔各年度末現在〕

令和2年3月末の第1号被保険者は26,058人で、前年度より270人（1.0%）増加しています。

このうち、65歳から74歳の前期高齢者が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあります。

なお、高齢化率は34%となり、三木市民の3分の1が65歳以上となっています。

年 度			第1号 被保険者数	うち 前期高齢者 (65歳～74歳)	うち 後期高齢者 (75歳～)	(参考)	
						住民基本 台帳人口	高齢化率
平成27年度 (H28年3月末)			24,665人	(13,447人)	(11,218人)	79,014人	(31.2%)
平成28年度 (H29年3月末)			25,225人	(13,362人)	(11,863人)	78,516人	(32.1%)
平成29年度 (H30年3月末)			25,546人	(13,117人)	(12,429人)	78,100人	(32.7%)
平成30年度 (H31年3月末)			25,788人	(12,879人)	(12,909人)	77,552人	(33.3%)
令和元年度	R1年 9月末	推計	25,848人	(12,754人)	(13,094人)	77,146人	(33.5%)
		実績	25,909人	(12,780人)	(13,101人)	77,291人	(33.5%)
	R2年 3月末	実績	26,058人	(12,734人)	(13,324人)	76,929人	(33.9%)

※「推計」は、第7期介護保険事業計画による人口推計

### 3 要介護認定の状況

#### (1) 認定審査の概要

要介護認定申請により、訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、審査判定を行いました。

- 委員数 : 25人 (審査会1回につき5人出席)
- 合議体数 : 4合議体 (委員会)
- 開催回数 : 99回 (毎週火・木曜日)
- 審査件数 : 年間4,222件
- 委員構成 : 医療関係12人、保健関係7人、福祉関係6人

#### (2) 要介護認定者数

認定者数は、後期高齢者数の増加に伴い、前年度に比べて123人増加しています。また、認定率についても、同様の理由で16.4%と前年より0.4%増加しています。

	29年度末	30年度末 (A)	元年度末			増減	
			計画 (B)	実績 (C)	(構成比)	計画比 (C-B)	前年比 (C-A)
要支援1	459人	482人	546人	504人	(12%)	△42人	22人
要支援2	844人	906人	882人	922人	(21%)	40人	16人
要介護1	475人	501人	485人	544人	(13%)	59人	43人
要介護2	742人	766人	747人	781人	(18%)	34人	15人
要介護3	566人	570人	595人	580人	(13%)	△15人	10人
要介護4	615人	585人	630人	586人	(14%)	△44人	1人
要介護5	354人	399人	384人	415人	(10%)	31人	16人
計	4,055人	4,209人	4,269人	4,332人	(100%)	63人	123人
(認定率)	(15.9%)	(16.0%)	(16.2%)	(16.4%)		(0.2%)	(0.4%)

### 4 サービス別の受給者数 (各年度2月利用分)

居宅サービスについては、訪問看護や通所リハビリテーションといった医療系サービスの受給者が増加しています。

また、施設サービスについては、介護老人福祉施設の受給者が増加しています。

区分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	増減 (B-A)
居宅サービス	2,266人	2,276人	2,353人	77人
地域密着型サービス	282人	299人	307人	8人
施設サービス	724人	697人	748人	51人
計	3,272人	3,272人	3,408人	136人

## 5 介護保険料の状況

介護保険料は、第7期計画（平成30年度～令和2年度）においても、第6期計画（平成27年度～平成29年度）の金額を据え置いています。

なお、令和元年10月からの消費税増税に伴い、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯（所得段階第1段階～第3段階）の方の介護保険料を公費を投入して軽減しています。

### (1) 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象	基準額に 対する 割合	介護保険料		令和2年 3月末現在 人数
			年額	月額換算	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.375	23,400円	1,950円	3,680人
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.725	39,000円	3,250円	1,919人
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.625	45,240円	3,770円	1,681人
第4段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	56,160円	4,680円	3,680人
第5段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	62,400円	5,200円	4,110人
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	74,880円	6,240円	3,916人
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 ×1.30	81,120円	6,760円	3,922人
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 ×1.50	93,600円	7,800円	1,783人
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 ×1.70	106,080円	8,840円	671人
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	109,200円	9,100円	400人
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上	基準額 ×2.00	124,800円	10,400円	402人
計					26,164人

## 6 介護給付費の状況

介護給付費は、①平成30年8月から介護保険制度の改正により、サービス利用時の自己負担割合に3割負担の区分が新設されたこと、②みっきい☆いきいき体操をはじめとした介護予防に取り組み、県内でも低い要介護認定率を維持したことなどにより、給付費が計画よりも4.1億円抑えられたと考えられます。

(単位:百万円)

	平成 29年度	平成 30年度 (A)	令和元年度		増減	
			計画 (B)	実績 (C)	計画比 (C-B)	前年度比 (C-A)
居宅サービス	2,720	2,699	(3,081)	2,736	(△ 345)	37
訪問介護	331	319	(388)	308	(△ 80)	△ 11
訪問入浴介護	16	21	(18)	18	(0)	△ 3
訪問看護	130	122	(143)	117	(△ 26)	△ 5
訪問リハビリテーション	31	36	(30)	38	(8)	2
居宅療養管理指導	27	29	(29)	32	(3)	3
通所介護	631	570	(637)	571	(△ 66)	1
通所リハビリテーション	583	596	(670)	625	(△ 45)	29
短期入所生活介護	268	271	(336)	279	(△ 57)	8
短期入所療養介護	118	122	(138)	119	(△ 19)	△ 3
特定施設入居者生活介護	123	147	(200)	145	(△ 55)	△ 2
福祉用具貸与	137	141	(140)	142	(2)	1
特定福祉用具販売	7	7	(7)	6	(△ 1)	△ 1
住宅改修費	34	31	(47)	39	(△ 8)	8
居宅介護等支援	284	287	(298)	297	(△ 1)	10
地域密着型サービス	506	521	(682)	616	(△ 66)	95
地域密着型通所介護	139	139	(219)	152	(△ 67)	13
認知症対応型通所介護	37	37	(46)	35	(△ 11)	△ 2
小規模多機能型居宅介護	110	93	(114)	130	(16)	37
認知症対応型共同生活介護	220	229	(223)	237	(14)	8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	(18)	0	(△ 18)	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	23	(62)	62	(0)	39
施設サービス	2,250	2,219	(2,341)	2,338	(△ 3)	119
介護老人福祉施設	1,278	1,360	(1,413)	1,455	(42)	95
介護老人保健施設	820	798	(902)	830	(△ 72)	32
介護療養型医療施設・介護医療院	152	61	(26)	53	(27)	△ 8
合計	5,476	5,439	(6,104)	5,690	(△ 414)	251

## 令和 2 年度の介護保険事業について

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年であり、次の施策に重点的に取り組みます。

**1 重点施策****(1) 高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定**

法に基づき、3 年を 1 期とする計画を策定するとともに、令和 3 年度から 5 年度までの介護保険料を設定します。

**(2) 認知症施策の推進**

認知症予防健診、初期集中支援チーム事業等により、早期の段階で医療につながる支援を実施します。

また、GPS 機器の貸し出し、認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業、タッチパネルによる頭部の健康チェック相談事業、フォロー教室、認知症サポーター養成講座などを実施します。

**(3) 介護予防の普及と啓発**

市内 109 団体で地域の高齢者が主体となって、健康維持のための体操「みっきい☆いきいき体操」を引き続き推進します。

また、ひざ痛予防を目的とした「みっきい☆健脚体操」や、口腔機能向上を目的とした「みっきい☆にこにこ体操」の普及啓発を行い、元気な高齢者を増やしていきます。

**(4) 生活支援体制整備事業の推進**

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、情報共有や連携強化の場として「暮らし・生活部会（第 2 層協議体）」を設置し、地域の支えあい体制を推進します。



## 2 介護保険課業務内容

### (1) 保険給付係

#### ① 被保険者の資格管理に関すること

介護保険被保険者の資格管理に関する事務処理（保険証の発行など）を行う。

#### ② 第1号被保険者保険料の賦課徴収に関すること

介護保険料を毎年7月に賦課決定し、特別徴収又は普通徴収により保険料の徴収を行う。

#### ③ 保険給付の制限に関すること

保険料を1年以上滞納している場合、その滞納期間に応じて、自己負担を3割に引き上げるなど、介護サービス費の給付制限を行う。

#### ④ 施設利用に係る食費、居住費等の負担限度額の認定に関すること

市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者含む。）で、かつ預貯金等が基準額を超えない方が、施設サービス（特別養護老人ホームなど）を利用する場合の食費、居住費等の負担限度額認定証を発行する。

#### ⑤ 高額介護サービス費等の支給に関すること

介護サービスの1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給する。

また、同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担額が一定額を超えた場合に、高額医療合算介護サービス費を支給する。

#### ⑥ 介護保険運営協議会の開催に関すること

介護保険制度を法の趣旨に沿って、円滑かつ適切に運営するため、三木市介護保険運営協議会を開催する。

#### ⑦ 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること

3年を1期とする計画を策定し、令和3年度から5年度までの3年間の介護保険料を設定する。

## (2) 認定審査係

### ① 地域介護・福祉空間整備交付金に係る市町村整備計画に関すること

地域介護・福祉空間整備交付金を活用して施設整備をする際に必要となる市町村整備計画を策定する。

### ② 居宅介護支援事業所の指定、指導監査に関すること

居宅介護支援事業所の指定及び指定更新を行う。また、事業者が適切なサービス提供を行うよう指導、監督する。

### ③ 地域密着型サービス事業者の指定、指導監査に関すること

地域密着型サービスを実施する事業者の指定及び指定更新を行う。また、事業者が適切なサービス提供を行うよう指導、監督する。

### ④ 介護保険施設の整備に関すること

特別養護老人ホームの入所申込状況等を把握し、県の介護保険事業支援計画との整合性を図る。また、施設整備を行う際には、公募により事業者を選定する。

### ⑤ 介護保険事業者・施設の指導等に関すること

市の保険者機能を強化する観点から、市にも介護保険事業者に対する指導監査権限が付与されている。県と連携し、地域密着型サービスを除く介護保険事業者・施設等に対して合同監査を実施する。

### ⑥ 地域密着型サービス運営委員会に関すること

地域密着型サービスの公平、公正な運営を確保していくため、サービスの指定基準や介護報酬の設定及びサービスの質の確保、運営評価に関すること等について協議する地域密着型サービス運営委員会を開催する。

### ⑦ 市立デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの指定管理に関すること

市立デイサービスセンター等の指定管理に関する事務を行う。

### ⑧ 要介護認定に関すること

要介護認定に必要な訪問調査や主治医意見書の調整、並びにその他必要となる事務を行う。また、訪問調査の適正化に関する事務を行う。

### ⑨ 要介護認定審査会の運営に関すること

訪問調査や主治医意見書を基に介護認定審査会において要介護度の審査、判定を行う。

### ⑩ 要介護認定調査員に関すること

訪問調査を行う要介護認定調査員の指導等を行う。

### ⑪ 介護認定及び介護サービスの苦情処理に関すること

要介護認定結果及び介護サービスに関する苦情を受け付ける。

### ⑫ 介護サービス情報の公表に関すること

市内の介護サービス事業者の公表及び国保連合会との連携に関する事務を行う。

### ⑬ 介護職員の人材確保に関すること

市内の介護保険事業所に勤務する介護職員の介護福祉士資格取得に係る費用の一部を補助する。また、事業所が策定する介護職員の処遇改善に係る計画の審査を行う。

### ⑭ 住宅改修及び特定福祉用具販売事業に関すること

介護保険の対象となる入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費及び手すりの取付や段差解消等の住宅改修費に係る審査を行う。

また、要介護（支援）高齢者が、住み慣れた家で自立した生活を送るため、手すりの取付、段差解消、洋式便器への取替など、住宅改造費の一部を助成する。

### ⑮ 適正化事業に関すること

居宅介護支援計画（ケアプラン）と訪問調査等による心身の状態を照らし合わせて、サービスが適正であるかを点検する。

### (3) 介護予防係

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること

介護予防・生活支援サービス事業の体制整備や事業を実施する事業者の指定及び指定更新を行う。また、事業者が適切なサービス提供を行うよう指導、監督する。

#### ② 一般介護予防事業に関すること

介護予防・フレイル予防に関する知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防活動の育成・支援、理学療法士等による個別相談、訪問等を通じて高齢者の健康づくりを支援する。

#### ③ 在宅福祉サービスに関すること

要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、自立した生活を確保するために必要な支援を行うなど、在宅生活の維持継続の向上を図るため、在宅福祉サービスを行う。

#### ④ 住宅改造助成事業（一般型）に関すること

介護認定されていない高齢者が、住み慣れた家で自立した生活を送るため、段差の解消、手すりの取り付け、洋式便器への取替えなど住宅改造費の一部を助成する。

#### ⑤ 生活支援体制整備事業に関すること

生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の調査やサービスの開発等を行うとともに、地域支え合い協働会議の設置を推進する。

#### ⑥ 成年後見支援センターに関すること

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用を支援・啓発する。

#### ⑦ 高齢者ファミリーサポートセンターに関すること

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かな生活が送れるよう、生活の援助を必要とする高齢者と、できる範囲で援助をしたい方とが互いに会員登録し、地域で支え合う社会をめざす活動を支援する。

#### ⑧ 地域包括支援センターの運営協議会に関すること

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営、評価や職員の配置並びに人材確保・育成に関する事項等について協議する。

#### ⑨ 市立デイサービスセンターに関すること

市立デイサービスセンターの営繕に関する事務を行う。

#### (4) 地域包括支援センター

##### ① 地域包括支援センターの運営に関すること

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、介護支援専門員により次の事業を行う。

##### a 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態になることをできる限り防ぎ、心身の状況や置かれている環境等の状況に応じて介護予防のケアマネジメントを行う。

また、要支援1、2及び事業対象者と認定された方に対し、介護予防サービス、支援計画書の作成を行う。

##### b 総合相談・支援事業

高齢者に関わる様々な相談に応じて、行政機関、健康福祉事務所、医療機関、介護サービス事業者、民生委員、各種ボランティアなどによる必要な社会支援サービスや制度が利用できるように支援する。

##### c 権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぐことにより、高齢者の生活の維持を図る。

##### d 包括的・継続的マネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と介護施設の連携、地域における多職種相互の連携など、協働の体制づくりを推進する。また、地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、個別指導・相談・助言を行う。

##### e 地域ケア会議

地域ケア会議を実施して、地域の介護支援専門員のケアマネジメントの支援を行う。

また、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスや、ボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携するために、多職種相互の連携と協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、地域課題の発見、解決につなげていく。

##### ② 認知症施策の推進に関すること

認知症予防、早期発見に取り組むため、認知症予防健診やタッチパネルを活用した頭部の健康チェック、認知症予防相談や教室等の実施を行う。また、認知症初期集中支援チーム活動により認知症の早期受診や早期対応につなぎ、自立した生活を支援する。

##### ③ 在宅医療・介護連携支援センターに関すること

在宅医療介護連携推進員を配置し、社会資源の提供や支援者の相談を行う。また、多職種連携に関する研修会を開催し、医療と介護の連携を推進する。

### 3 低所得者に対する介護保険料の負担軽減

令和元年10月からの消費税増税に伴い、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯（所得段階第1段階～第3段階）の方の介護保険料について、公費を投入して、さらに軽減額を拡充します（内容は「広報みき5月号」に掲載済）。

#### 【軽減対象者】

所得段階	対 象	介護保険料(年額)		
		令和元年度	令和2年度	差引軽減額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	23,400円	18,720円	△4,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	39,000円	31,200円	△7,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	45,240円	43,680円	△1,560円

### 4 県内の主な市町の介護保険料（平成30年度～令和2年度）

三木市の介護保険料の基準額（月額）は、県内で5番目に安い水準となっています。

#### 【保険料の安い順(主な市町を抜粋)】

安い順	県内市町名	基準額(月額)
1	川西市	4,690円
2	相生市、稲美町	5,000円
4	赤穂市	5,100円
<b>5</b>	<b>三木市、伊丹市、加古川市</b>	<b>5,200円</b>
14	小野市	5,500円
19	三田市	5,621円
24	明石市	5,870円
28	加東市	5,900円
34	西脇市、加西市	6,200円
36	神戸市	6,260円
県内41市町の平均		5,748円

## 5 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免制度の創設について

世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がった者などに対し、国の制度に基づき、介護保険料の減免制度を創設しました。

内容は「広報みき7月号」及び「令和2年度介護保険料決定通知書（7月中旬に送付）」により市民へお知らせします。

### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合、減免の対象とする。

- ① 「死亡」又は「重篤な傷病」を負った場合・・・全額減免
- ② 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少が見込まれ、要件ア・イのいずれにも該当する場合・・・・・・・・計算法による金額を減免

#### 【要件】

ア 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等と比べて3割以上減少する見込みであること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

#### 【計算法】

保険料減免額＝対象保険料（A×（B／C））×減免割合（D）

A：対象期間内の保険料

B：世帯の主たる生計維持者の減少見込の事業収入等に係る前年所得額

C：世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額

D：減免割合

前年の合計所得額	減免割合（D）
200万円以下	全額
200万円を超える場合	10分の8

※ 事業等の廃止・失業の場合は、前年の合計所得額にかかわらず、減免の割合（D）は全額とする。

### (2) 対象期間

令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月～令和3年3月に納期限が設定されているもの（年金特徴の場合は、年金給付の支払日が基準）

## 6 令和2年度 介護保険特別会計当初予算

今年度の当初予算は、69億9,600万円（前年度比+1,100万円、+0.2%）であり、ほぼ前年度と同額となっています。

第8期介護保険事業計画の策定に着手するほか、引き続き「みつきい☆いきいき体操」などによる介護予防を推進します。

### 歳入

(単位:千円)

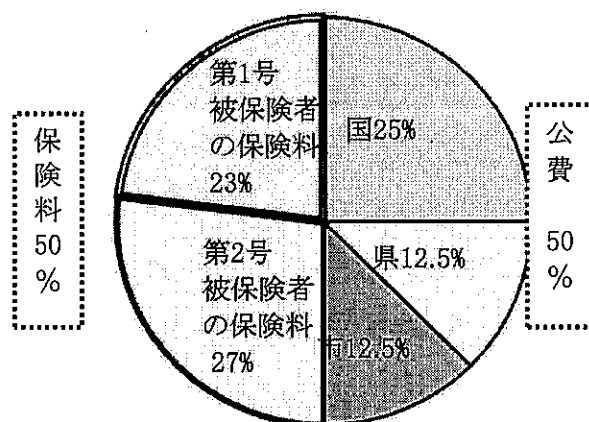
内容		令和元年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (B)	増減額 (B-A)
1	保険料	1,629,529	1,626,058	△ 3,471
2	使用料及び手数料	231	334	103
3	国庫支出金	1,490,010	1,513,510	23,500
4	支払基金交付金	1,764,466	1,772,586	8,120
5	県支出金	963,216	971,195	7,979
6	財産収入	1,769	1,487	△ 282
7	寄附金	1	1	0
8	繰入金			
	一般会計繰入金	1,113,786	1,090,202	△ 23,584
	基金繰入金(財政調整基金)	1	1	0
	計	1,113,787	1,090,203	△ 23,584
9	繰越金	1	1	0
10	諸収入	21,990	20,625	△ 1,365
歳入合計		6,985,000	6,996,000	11,000

### 歳出

(単位:千円)

内容		令和元年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (B)	増減額 (B-A)
1	総務費	220,453	193,804	△ 26,649
2	保険給付費	6,322,106	6,347,395	25,289
3	地域支援事業費	358,514	369,024	10,510
4	サービス事業費	20,689	17,245	△ 3,444
5	基金積立金	51,187	55,981	4,794
6	諸支出金	2,051	2,551	500
7	予備費	10,000	10,000	0
歳出合計		6,985,000	6,996,000	11,000

介護保険の財源構成(令和2年度まで)



※「第1号被保険者」は65歳以上の方、「第2号被保険者」は40歳～64歳の方  
 ※上記は居宅給付費の場合であり、施設給付費では、公費の内訳が国20%、  
 県17.5%、市12.5%の負担となる。

## 「高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」の策定について

### 1 計画について

市町村は、老人への福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するため、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき「老人福祉計画」を定めることとなっている。

また、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護保険法第 117 条第 1 項に基づき、3 年を一期とする「介護保険事業計画」を定めることとなっている。

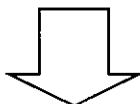
なお、この計画は、同条第 6 項に基づき、老人福祉計画と一体のものとして作成される。

現在、三木市では、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で 1 期とする「三木市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の期間中であり、今年度で終了となる。

このため、今年度中に、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とする「三木市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定する。

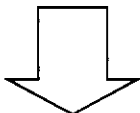
#### 国の基本指針（介護保険法第 116 条）

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める。



#### 市の介護保険事業計画（介護保険法第 117 条第 2 項）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標



#### 保険料の設定等

- 介護サービスの見込み量等に基づき、介護保険料を設定
- 市長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。



## 2 アンケート調査の概要

計画の策定に当たって、昨年11月から2種類のアンケート調査を実施し、報告書を作成しました。

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

ア 対象者

要介護認定を受けていない65歳以上の方及び要支援の方から3,000人を無作為抽出

イ 調査内容

からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域活動、たすけあい、健康状態、認知症への不安、将来について

ウ 実施期間

令和元年12月12日～12月27日（郵送により実施）

エ 回答状況

配布数	有効回答数	回答率	(参考)前回回答率
3,000人	2,413人	80%	78%

オ 調査報告書

別冊①のとおり

### (2) 在宅介護実態調査

ア 対象者

在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間中に更新に更新に伴う訪問調査を受ける方（600人）

イ 調査内容

介護サービスの利用内容や今後必要な支援、介護者の就労状況などについて

ウ 実施期間

令和元年11月1日～令和2年2月27日（認定調査員による訪問により実施）

エ 回答状況

配布数	有効回答数	回答率	(参考)前回回答率
600人	566人	94%	94%

オ 調査報告書

別冊②のとおり

### 3 スケジュール

7月に三木市社会福祉審議会に諮問した後、社会福祉審議会内に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会」を立ち上げて4回程度審議していただく予定です。その後、パブリックコメントを経て、社会福祉審議会からの答申により計画を策定します。

なお、検討部会委員は、社会福祉審議会から約半数、介護保険運営協議会から約半数の選出により構成します。

令和2年	3月	(3/10) 令和元年度社会福祉審議会にて、検討部会委員を選出済
	6月	(6/26) 令和2年度第1回介護保険運営協議会にて、検討部会委員を選出
	7月	(7/14) 令和2年度第1回社会福祉審議会に対して市が諮問
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	(計画素案)
令和3年	1月	(パブリックコメント)
	2月	第2回社会福祉審議会の開催により、計画の答申後、第8期計画を決定
	3月	第2回介護保険運営協議会を開催し、第8期計画を報告予定
	4月	第8期介護保険事業計画の開始

高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画  
策定検討部会  
(4回程度開催予定)

#### 第4章 介護保険運営協議会

(目的及び設置)

第13条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、法の目的に基づき、円滑かつ適切に行われることに資するため、市長の附属機関として、三木市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(規則への委任)

第15条 前2条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 運営協議会

(構成)

第27条 条例第13条に規定する三木市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、保健、医療又は福祉に関する学識を有する者、介護保険事業関係者、市民を代表するもののうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長)

第29条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長の職務を補佐させるため、委員長職務代理者を置くことができる。

(会議)

第30条 会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例より抜粋

(報酬)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)抜粋	介護保険運営協議会委員 日額 8,000円
-------------	-----------------------

3 第1項の規定にかかわらず、特別職の職員のうち別表に定める報酬の額が日額であるものに対しては、その者の職務に従事する時間が4時間未満の場合は、同表に定める額の2分の1に相当する額を支給する。

## 三木市介護保険運営協議会委員名簿

(任期:令和3年5月31日まで)

	氏 名	役 職 名
委員長 委員長職務代理者	1	黒 田 昭 三木市医師会 顧問
	2	山 本 秀 樹 関西国際大学 准教授(教育学部教育福祉学科)
	3	藤 木 登 志 子 三木市連合民生委員児童委員協議会 副会長
	4	又 吉 健 二 三木市区長協議会連合会 理事
	5	西 垣 幸 子 三木市老人クラブ連合会 女性部長
	6	谷 口 良 毅 三木市歯科医師会 理事
	7	高 馬 将 一 三木市薬剤師会 副会長
	8	木 元 倫 代 兵庫県加東健康福祉事務所 監査・福祉課長
	9	加 藤 優 子 社会福祉法人優和福祉会 総施設長
	10	赤 松 宏 朗 社会福祉法人三木市社会福祉協議会 事務局長
	11	山 城 千 明 三木市国民健康保険 医療保険課長
	12	井 上 雅 晴 公募委員
	13	西 尾 美 智 子 公募委員
	14	井 上 濟 納 公募委員
	15	長 谷 川 悦 子 公募委員
	16	村 川 美 枝 子 公募委員